

2020年7月21日

原子力規制委員会委員長 更田豊志様

要 望 書 (案)  
六ヶ所再処理工場の許可をしないでください

日本原燃の六ヶ所再処理工場の試験運転（アクティブ試験）で発生した放射性廃棄物が、最長で19年にわたり、ずさんに扱われているとの報道がありました。中には、極めて強い放射線を出す高レベル放射性廃液をガラスと混ぜた破片約160kgも含まれています。原燃は、専用容器に入れて貯蔵施設で保管するとしていましたが、実際にはガラス固化建屋内においたままでした。日本原燃が原子力規制委員会に報告したのは、審査書案が出て審査の目途が立った今年6月30日でした。

アクティブ試験では、高レベル廃液のガラス固化において、熔融炉の天井レンガが剥落する、高いレベルの放射能が区画内に漏洩する（回収わずか10%）などトラブルが続出し、白金族金属の堆積など構造的な欠陥が明らかになりました。ガラス固化は失敗に終わり、破局的な放射能被害をもたらす危険な高レベル廃液の状態でも貯槽に保管されています。ガラス固化ができない状態で再処理を進めると、危険性がさらに増大することになります。

原子力規制委員会は、六ヶ所再処理工場の事業指定許可申請に対してまもなく許可を下そうとしています。しかし肝心のアクティブ試験の評価審査は行われておらず、先送りにしています。今回のずさんな放射性廃棄物管理についても、きちんとした報告も受けないうちから、安全上問題はないと決めつけ、事業指定許可には影響がないとしています。

しかし、度重なるトラブルや構造的欠陥をみても、日本原燃に、原子炉等規制法の第44条の2（再処理事業、指定の基準）第1項第2号が要求する「再処理の事業を的確に遂行するに足る技術的能力」がないことは明らかです。規制委は、アクティブ試験について審査評価もせずに「アクティブ試験における再処理施設の運転及び保守の経験を有している」とだけ触れて合格させようとしています。日本原燃に、このとてつもない危険な再処理施設の運用を任すわけにはいきません。審査に許可を下すべきではありません。

また、福島第一原発のサイトのタンクに溜まる大量のトリチウムを含む汚染水について、国の海洋放出の方針に対し、漁業者をはじめ各地の人たちが反対の声を上げています。六ヶ所再処理工場が稼働すれば、これを超えるレベルのトリチウムが海洋に放出されます。再処理工場では、原発で定められている告示濃度限度基準すらなく、出てきたトリチウムは高い濃度のまま、垂れ流しとなっています。これは、放射能放出に際して、放射能を低減する設備を要求する事業指定基準規則第21条にも反します。こうした点からも許可はできないはずです。

<呼びかけ団体>

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団／三陸の海を放射能から守る岩手の会  
原子力規制を監視する市民の会／国際環境 NGO FoE Japan  
美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会

<連絡先>162-0822 東京都新宿区下宮比町 3-12-302 090-8116-7155

原子力規制を監視する市民の会

173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9 03-6909-5983

国際環境 NGO FoE Japan